

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社リボミック
【英訳名】	RIBOMIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 義一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3303
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 今井 利哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3443-3303
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 今井 利哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更（発行可能株式総数変更）の件

当社の発行可能株式総数は114,000,000株ありますが、2026年3月末日現在の当社発行済株式総数は54,332,640株となっております。当社株式の資金調達手段の選択肢の拡大及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を増加させるものであります。

第2号議案 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行）の件

監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

中村義一、安達健朗、松藤千弥及び藤原俊伸を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件

西畑利明、山本守及び貝阿彌誠を取締役（監査等委員である取締役）に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額150百万円（うち社外取締役40百万円）以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役）の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、史彩監査法人を選任するものであります。

第8号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

822,380,030円

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金822,380,030円の金額をその他資本剰余金に振り替える。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月3日（予定）

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2,366,157,532円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金2,366,157,532円の金額をその他資本剰余金に振り替える。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月3日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 3,188,537,562円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,188,537,562円
- (3) 上記(1)(2)の効力を生ずる日
2026年8月3日(予定)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	245,427	49,045	-	(注)1	可決 81.78
第2号議案	277,335	17,137	-	(注)1	可決 92.41
第3号議案					
中村 義一	265,382	29,090	-	(注)2	可決 88.43
安達 健朗	274,944	19,528	-		可決 91.62
松藤 千弥	275,664	18,808	-		可決 91.86
藤原 俊伸	275,597	18,875	-		可決 91.84
第4号議案					
西畑 利明	274,883	19,589	-	(注)2	可決 91.60
山本 守	274,753	19,719	-		可決 91.55
貝阿彌 誠	275,032	19,440	-		可決 91.65
第5号議案	256,856	37,616	-	(注)3	可決 85.59
第6号議案	261,959	32,513	-	(注)3	可決 87.29
第7号議案	281,751	12,714	-	(注)3	可決 93.89
第8号議案	276,704	17,768	-	(注)3	可決 92.20

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上